

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第三条第二項に基づき資産の査定等を行うための基本的な指針を定める件

(資産の査定)

第一条 金融機関等は、決算期日において、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年総理府令第六十五号）第四条又は労働金庫に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年総理府・労働省令第一号）第二条に定めるところにより資産の査定を行うものとする。なお、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行にあっては、九月三十日においても同様の資産の査定を行うものとする。

(引当て等)

第二条 金融機関等は、前条に規定する資産の査定の結果に基づき、次の各号に掲げる方法その他の商法（明治三十二年法律第四十八号）及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った方法により引当て等を行うものとする。ただし、金融機関等の業態等に応じ、別途引当て等の方法を定める場合には、当該方法によるものとする。

- 一 破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権ごとに、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、その残額について償却又は引当てを行う。
- 二 危険債権については、債権ごとに、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、その残額のうち債務者の財政状態及び経営成績を考慮して必要と認められる額について引当てを行う。
- 三 前二号に掲げる債権以外の債権については、要管理債権その他債務者の財政状態及び経営成績を考慮して管理に特に注意を要する債権とその他の債権に区分した上で、その区分ごとに過去の貸倒実績率に基づき引当てを行う。

(有価証券の評価等)

第三条 金融機関等は、商法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、その保有する有価証券その他の資産の評価を行うものとする。

議決権のある株式の引受けの要件に関して、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化及び資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策に関する基準を定める件

発行金融機関等である銀行が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 代表権のある役員の新任、役職員の給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し並びに役員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。
- 二 株主資本利益率の向上のために当該銀行の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該銀行に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。
- 三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。
- 四 株式の配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。
- 五 当該銀行の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。
- 六 法第四条第二項に規定する申請の時点の直前の決算期又は中間決算期において、貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る場合には、原則としてその下回った額に応じて資本の減少等によって株式一株当たりの価値の適正化を行うこと。
- 七 早期是正措置を確実に履行すること。
- 八 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件に関して、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化及び資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策に関する基準を定める件

1 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。

三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。

四 利益の流出を抑制すること。

五 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

2 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 職員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。

三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。

四 役員数の削減等の経営体制の刷新を行うこと。

五 株式の配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。

六 法第四条第二項に規定する申請の時点の直前の決算期又は中間決算期において、貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る場合には、原則としてその下回った額に応じて資本の減少等によって株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

七 早期是正措置を確実に履行すること。

八 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。

特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

3 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 代表権のある役員の新任、役員等の給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し並びに役員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。

二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。

三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。

四 株式の配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。

五 当該発行金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。

六 法第四条第二項に規定する申請の時点の直前の決算期又は中間決算期において、貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る場合には、原則としてその下回った額に応じて資本の減少等によって株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

七 早期是正措置を確実に履行すること。

八 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

4 株式等の引受け等の承認に当たっては、発行金融機関等の不良債権の償却及び引当の状況、資金の貸付けその他信用供与の状況並びに法第四条第二項に規定する申請に至るまでの経営の合理化の状況等から判断して、発行金融機関等が該当する自己資本の充実の状況に係る区分に応じて当該発行金融機関等が行うべき事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて当該発行金融機関等が行うべき事項とすることができる。

合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件に関して、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものに関する基準を定める件

一 合併等を行う金融機関又は銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済すること
ができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、
かつ、協定銀行による株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分を
することが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 当該株式等の引受け等により払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が次に掲
げる額のいずれが多い額を超えないこと。ただし、当該金融機関又は当該銀行持株会
社等及びその子会社である金融機関の財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のため
に不可欠な場合であり、かつ、経営健全化計画の確実な履行等を通じて、経営の合理
化のための方策の実行が見込まれる場合においては、当該合併等を行った後の当該金
融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本比率が八
パーセント（海外営業拠点を有しない金融機関又は銀行持株会社等については四パー
セント）に達し、かつ、これを維持するために必要な額を超えない範囲で株式等の引
受け等を行うことができること。

イ 合併等を行った後の当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である
金融機関の自己資本比率を、合併等を行う前の当該金融機関又は当該銀行持株会社
等及びその子会社である金融機関の自己資本比率の水準にまで回復するために必要
な額

ロ 当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関に適用すべ
き自己資本比率基準に係る算式上、合併等により増加することとなる分子の額に協
定銀行による株式等の引受け等に係る払込み及び借入れにより増加することとなる
分子の額を加えた合計額を、当該合併等により増加することとなる分母の額で除し
た割合が八パーセント（海外営業拠点を有しない金融機関又は銀行持株会社等につ
いては四パーセント）に達するために必要な額

株式等の引受け等の要件及び基準の概要
(自己資本比率の区分等によって異なるもの)

区分	自己資本比率		金融機能 早期健全 化法上の 区分	議決権のある株式(6条関係)		議決権のある株式以外の株式等(7条関係)	
	国際統一基準	国内基準		区分別の法定要件	区分その他の要素を勘案して定める基準	区分別の法定要件	区分その他の要素を勘案して定める基準
非区分	8%以上	4%以上	健全	(対象外)		①経営状況の悪化した金融機関との合併又は ②信用収縮回避等に不可欠等	1. 経営合理化(役職員数・経費抑制) 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 利益流出の抑制 5. 信用供与の減少を回避する方策の実行(特に中小企業者向け貸出残高は原則増加)
I区分	8% ~ 4%	4% ~ 2%	過少資本	(対象外)			1. 経営合理化(職員数・経費抑制) 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 経営体制刷新(役員数削減等) 5. 配当・役員賞与等の抑制 6. 減資等による株式価値の適正化(純資産額が資本金を下回る場合) 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行(特に中小企業者向け貸出残高は原則増加)
II区分	4% ~ 2%	2% ~ 1%	著しい過少資本	1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し(役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等)を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化(純資産額が資本金を下回る場合) 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行(特に中小企業者向け貸出残高は原則増加)		1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し(役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等)を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化(純資産額が資本金を下回る場合) 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行(特に中小企業者向け貸出残高は原則増加)	
	2% ~ 0%	1% ~ 0%	特に著しい過少資本	地域経済に必要不可欠等	地域経済に必要不可欠等	地域経済に必要不可欠等	地域経済に必要不可欠等

(注) 承認に当たっては、不良債権の償却・引当て、信用供与、申請までの経営合理化の状況等を考慮して、発行金融機関等が該当する区分に応じて行うべきとされた事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて行うべき事項とすることができる。

優先株等の配当率等に関する基本方針について

金融再生委員会

平成10年12月17日

早期健全化法に基づく株式等の引受け等を行なう場合の優先株等の配当率等については、以下の基本方針によるものとする。

- I 金融機関による業務再構築、不良債権の処理促進、信用供与の円滑化等の経営健全化に向けた主体的な取組みにより、我が国の金融システムに対する内外の信頼回復を実現するという早期健全化法の趣旨を踏まえ、金融機関全体の配当等の水準を金融システム不安が解消された市場実勢をベースとする。
- II 経営健全化計画における個別の金融機関による不良債権の処理、業務再構築等による将来の財務内容、経営内容等の改善の見込みに応じ、個別の金融機関に係る信用リスクの低下を配当等に反映させるものとする。
- III 商品性の相違については、資本性に係るマーケットからの評価を踏まえた調整を行なう。

金融再生委員会
平成11年1月20日

金融は、経済活動に必要な資金を円滑に供給する等、国民経済にとって重要な機能を果たしている。その機能が十分発揮されるためには、金融システムが安定し、内外からの信認を得ていることが必要であり、金融機能の円滑化は、目下の焦眉の急である経済の活性化に不可欠な要件である。

金融機関はバブル経済の崩壊の中で大きな痛手を受け、多額の不良債権を有するに至った。その処理が十分に終わらない中で、金融機関は更に厳しい経済環境に直面し、金融システムに対する内外の信頼が失われつつある状況にある。不良債権問題をこれ以上先送りすることは許されず、一刻も早くこれに対処する必要がある。

一方、国際的な金融取引は活発に行われ、金融機関の国際的競争が激化している。このような中で、我が国においても金融システム改革が進み、市場原理の下で自由に競争が行われるといった活力ある金融市場を形成する必要がある。そのためには、各金融機関においては、横並び体質を排し各々特色ある経営を行うとともに、行政においても、従来型の護送船団方式と決別し、明確なルールの下で透明性を確保していくことが必要である。

金融再生委員会は、次のような施策を迅速かつ集中的に行うことにより、少なくとも大手行については本年3月期において不良債権問題の処理を基本的に終了することを目指すとともに、破綻処理において預金者が完全に保護される2001年3月末までに、揺らぐことのない強い競争力をもった金融システムを再構築しようとするものである。

I 金融機関の財務内容の健全性確保

- ・ 金融機関の財務諸表に対する信頼を確固たるものとするのが、内外からの信認を回復する第一歩であり、金融機関の厳格な資産の査定・引当及び適時適切なディスクロージャーにより、金融機関の財務内容の健全性の確保を図る。
- ・ 金融機関に対して、不良債権の実態を明確にして、適切な償却・引当等を行うことにより、不良債権処理を早期に完了することを求める。

II 金融機能の早期健全化（資本増強制度）

- ・ 不良債権の償却等による処理を進め、信用供与の円滑化を図るとともに、今後発生しうるリスクに対応するためには、十分な資本が必要である。民間からの自己調達が困難である場合には、早期健全化法に基づき、政府保証を活用した相当規模の資本増強を図る。

- ・ 金融システムに対する内外の信頼を回復するためには、業務の再構築、リストラ、金融機関の再編を促進する必要がある。このような努力を怠る金融機関には資本増強を行わない一方、思い切った業務の再構築・経営合理化等を行う金融機関に対しては、資本増強の規模や条件において優遇を行う。その結果、各金融機関の競争力・収益力が向上し、優先株等の市場への売却により投下資本の回収が可能となることを目指す。
- ・ なお、不良債権をバランスシートから切り離す手段の一つとしての債権放棄については、借り手企業の再生につながることで残存債権の回収がより確実となる等の合理性を有する場合があります。当該企業の経営責任の明確化等を考慮して、債権放棄を行う金融機関に対しても資本増強を行うことを可能とする。

Ⅲ 金融機関の破綻処理

- ・ 客観的な検査等の結果に基づき、経営の健全性の確保が困難であると判断される金融機関は存続させないものとし、金融再生法等に基づき、グローバル・スタンダードに従って透明性の高い的確な処理を行う。
- ・ その際、預金者及び善意かつ健全な債務者を保護するとともに、仲介機能を果たすフィナンシャル・アドバイザーを用いる等により、破綻した金融機関の金融機能や企業価値について他の健全な金融機関への円滑な移行を図り、金融システムの効率化に配慮する。また、破綻した金融機関の経営者や悪質な借り手等に対しては、厳格な責任追及を行う。

資本増強に当たっての償却・引当についての考え方

金融再生委員会
平成11年1月25日

今回の資本増強を契機として、大手行の不良債権処理を前倒しで進めるとともに今後の不確実な金融環境に備えることにより、我が国金融システムの国際的な信認を回復させる必要がある。この観点から、国際基準行においては、資本増強額の審査に際して、厳格な資産査定を前提に、次により引当を行うものとする。

○担保・保証で保全されて・・・70%を目安
いない破綻懸念先債権

(ただし、各行において債権の回収可能性等を勘案して個別に適正に引当を行った場合にはこれによることができる)

○担保・保証で保全されて・・・15%を目安
いない要管理先債権

○その他の要注意先債権

・・・その平均残存期間を勘案して
算出された適正な貸倒実績率等

申請金融機関の資本増強の基本的考え方と審査結果について（概要）

I. 検討の経緯

- ・ 合計32日
- ・ 金融監督庁検査部から検査結果を聴取
- ・ 日本銀行から審査結果を聴取
- ・ 申請金融機関の代表者ヒアリング

II. 基本的考え方

1. 原則

- 資本増強行の不良債権処理の終了。内外の十分な信認の確保。金融システムに対する信頼の回復。
- 信用供与の円滑化により経済を活性化。
- 資本増強行の競争力・収益力の向上。できる限り早期に投下資本を回収。

2. 財務内容の健全性

- 10年9月期において健全行の区分に該当。11年3月期の公的資本増強前の状況においても、業務純益や自力調達等により相当の自己資本を確保。

3. 資本増強額

- 不良債権について、十分な償却・引当を行うことにより、11年3月期にその処理を基本的に終了。
- 有価証券含み損については、14年3月期の時価評価の導入を控え、できる限り早期に処理。
- 業務純益や民間からの自己調達等と併せ、政府保証を活用した資本増強を行うことにより、不良債権の処理額や有価証券の含み損を考慮してもなお十分な資本勘定を確保。
- 信用収縮に対しては、国内企業向け貸出、特に中小企業向け貸出等の額を増加。

4. 経営健全化計画

- 明確かつ特色ある戦略による収益性の向上や組織の抜本的改革。特に海外を含む不採算の拠点からの撤退。
- 人件費を含む固定費の見直し等のリストラにより、スリムで強靱な経営体質に転換、収益性を向上。相談役・顧問制度の廃止等。
- 金融再編については、合併、子会社化、資本・業務提携など、実態に応じた対応が進捗。
- 減配や役員賞与の縮減等により利益流出を十分に抑制。

5. 商品性

- 具体的な配当率等の決定は以下の方法。
 - ① 収益力、調達力等が織り込まれた市場での評価を想定。ジャパンプレミアムは解消。
 - ② 各行の申請した異なる商品毎に市場で通常行われている方法により算定。
 - ③ 経営健全化計画における業務の再構築・リストラ、金融再編への対応により、経営内容が改善すると見込まれることから、一定の項目に基づく評価を配当率等に反映。

Ⅲ. 審査結果、フォローアップ

- 申請のあった金融機関について、その申請内容、経営健全化計画等を精査した結果、これらの申請を承認することが適当であるとの結論。
- 経営健全化計画の履行状況については、早期健全化法第5条第4項に基づき報告を求め、これを公表。必要に応じ、同法第20条第2項に基づく銀行法上の措置の発動により適切に対応。